



平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 双 日 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 瀬 豊  
(コード番号 2768 東証第 1 部 / 大証第 1 部)  
問 合 せ 先 広 報 部 長 神 子 浩 二  
電 話 番 号 03-5520-3404

### 定款の変更に関するお知らせ

当社は、本日 4 月 28 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を本年 6 月 23 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に提案することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 発行可能株式総数の変更 (変更案第 6 条)

当社は、持続的成長を担保する強い収益基盤の確立を目指し、平成 24 年 3 月期を最終年度とする中期経営計画「Shine 2011」に取り組んでいます。また、平成 25 年 3 月期以降は、持続的成長を一層加速させることを目指しています。そのためには、新規事業の推進はもとより、M&A の実施や適宜適切な投融資活動等が必要となります。

一方現在、当社の発行済み株式総数は 1,251,499,501 株と、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数に近づきつつあり、上記施策を担保する資金調達手段が限定されています。そのため、資金調達手段の選択肢を広げ、かつ機動的な資本政策が行えるよう、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数 1,349,000,000 株を、適正な水準である 2,500,000,000 株に変更するものです。なお、今回の定款第 6 条の変更は、いわゆる買収防衛策の導入を意図したものではありません。

(2) 配当財産に関する除斥期間の変更 (変更案第 35 条)

期末配当金および中間配当金の受け取り期間を延長し、株主の皆さまの便宜を図るため、配当財産の除斥期間を、3年から5年に延長するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、普通株式 <u>13億4,900万</u> 株とする。	第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、普通株式 <u>25億</u> 株とする。
第6章 計算 第35条 (配当財産の除斥期間) ①配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。 ②(条文省略)	第6章 計算 第35条 (配当財産の除斥期間) ①配当財産がその交付開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。 ②(現行どおり)

以上